

令和 3 年度
連携研究スキームによる研究（委託研究課題）

公 募 要 領

公募受付期間：令和 3 年 6 月 2 4 日（木）～令和 3 年 8 月 5 日（木）12 時

【御注意】

本事業への応募は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」を利用して電子申請を行ってください（郵送や直接の持ち込み、e-mail 等では一切受け付けません。）。e-Rad の使用に当たっては、事前に「研究機関の登録」、「研究者の登録」が必要となります。登録手続に日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって手続を行ってください。

令和 3 年 6 月

農林水産省
農林水産政策研究所

目 次

1	事業の概要	1
2	公募研究課題	1
3	公募から研究開始までのスケジュール	2
4	応募資格等	2
	(1) 応募資格 (2) 研究機関等の要件 (3) 研究総括者とその要件	
5	応募手続	3
	(1) 応募方法 (2) 応募に当たっての留意事項 (3) 応募受付期間	
6	研究費	3
	(1) 直接経費 (2) 間接経費 (3) 研究調査委託費	
7	研究課題の選定	4
	(1) 選定の方法及び手順 (2) 本審査基準 (3) 選定結果の通知等	
8	研究課題の管理等	5
	(1) 委託契約の締結 (2) 研究成果等 (3) 研究成果等の公表	
	(4) 論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載 (5) 収益納付	
9	研究の進捗状況把握等	7
	(1) 研究計画の提出 (2) 連携推進チームの設置 (3) 研究推進会議の開催	
	(4) 研究計画の改善、見直し (5) 研究課題の評価	
10	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの内閣府への情報提供	8
11	応募に当たってのその他の注意事項	8
	(1) 重複応募・重複研究参画 (2) 不合理な重複及び過度の集中の排除	
	(3) 研究費の不正使用防止 (4) 虚偽の申請に対する対応	
	(5) 研究活動の不正行為防止 (6) 指名停止を受けた場合の取扱い	
	(7) 秘密の保持	
	(8) プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	
	(9) 博士課程学生の処遇の改善について	

別紙 1 令和3年度研究テーマの概要等

別紙 2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

別紙 3 契約上支払対象となる経費について

別紙 4 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」について

(参考資料)「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)

■ 本公募要領に関するお問合せ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

農林水産省農林水産政策研究所(連携研究運営事務局)

メール:renkei_jimu@maff.go.jp

ダイヤルイン:03-6737-9042

令和3年度連携研究スキームによる研究 (委託研究課題) について

1 事業の概要

農林水産政策研究所は、令和2年度から、農林水産政策研究所と大学を始めとした研究機関等との連携を強化しながら研究を行っていく連携研究スキームによる研究を開始しました。

本事業は、農林水産省の行政部局に農林水産政策の推進方向に対応した政策の選択肢を提言するため、新たな研究ニーズに対応するとともに、研究における人的交流の拡大を目的として、農林水産政策研究所と大学を始めとした研究機関等が、大学等で蓄積されてきている研究の成果も効果的に活用し、質の高い研究を連携して行うことで、研究成果を行政部局や農林水産政策研究所に着実に蓄積するとともに、人的交流によって農林水産政策研究所と大学等双方の研究者の質的向上に資するものです。

2 公募研究課題

本事業では、研究テーマの下、農林水産政策研究所が実施する研究課題（以下、「政策研連携研究課題」という。）と連携して実施する具体的な研究課題（委託研究課題）を募集します。農林水産政策研究所が実施する政策研究と委託研究が連携することで、農林水産省において政策の企画立案等に活用できる水準の成果をあげることが見込まれる研究を対象とします。

令和3年度から実施する研究テーマは以下のとおりです（**別紙1**「令和3年度研究テーマの概要等」を参照）。なお、研究の実施期間（予定）は、2年ないし3年とします。

【研究テーマ1】環境に配慮した農業生産活動による生態系及び社会経済等持続可能性の総合的評価手法の開発に関する研究

政策研連携研究課題：環境保全型農業による社会経済的影響の評価と生態系への影響も合わせた総合的評価手法の開発に関する研究

【研究テーマ2】地域農業の持続可能性の向上に向けた農業法人の総合的企業価値の評価手法の開発に関する研究

政策研連携研究課題：農業法人の社会・環境的機能の理論的検討と企業価値評価手法の開発に関する研究

(注) 仮に、以下のような研究課題が応募された場合、審査の対象から除外されますので御注意ください。

- ・農林水産政策研究所が実施する政策研究への活用可能性がない研究課題
- ・政策研連携研究課題との連携を前提としていない課題
- ・情報収集を目的とする実態調査・分析等の研究課題

3 公募から研究開始までのスケジュール

- 公募期間 6月24日（木）～8月5日（木）12時
- 事前審査の実施 8月中旬
- 本審査の実施 8月下旬～9月初旬
- 採択課題決定 9月中旬
- 研究計画見直し（必要な場合） 9月中旬～9月下旬
- 委託契約の締結（研究開始） 9月下旬～10月

（注）応募の状況等により変更となる可能性があります。

4 応募資格等

（1）応募資格

- ① 応募できる者は、大学及び大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、特殊法人及び認可法人、民間企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動促進法の認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）、地方公共団体等の法人格を有する研究機関（※1）（以下「研究機関等」という。）、又はこれらの2以上の研究機関等から構成されるグループ（以下「共同研究グループ」という。）です。
- ② 共同研究グループの場合は、国からの委託契約における受託者としての一切の契約責任を有し研究推進の中核となる機関（以下「中核機関」という。）を定め、中核機関が応募することになります。また、中核機関は、研究の効率的な推進を図る観点から、中核機関以外の研究機関（以下「共同機関」という。）との役割分担を明確にするとともに、参画機関が過度に多くならないように配慮してください。

（※1）研究機関とは、法人格を有する者で、以下の三つの要件を満たす機関を指します。

- ア 当該事業目的のための研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
- イ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。
- ウ 当該事業を推進するに当たって取得した個人情報の管理体制を有すること。

（2）研究機関等の要件

研究機関等（共同研究グループの場合は中核機関。以下同じ。）は、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。
- ② 国との委託契約を原則として日本国内の法律に則って締結できること。共同研究グループの場合、中核機関は共同機関と、国との委託契約に準拠した内容で、研究調査委託契約を締結できること（8（1）「委託契約の締結」を参照）。
- ③ 研究を受託できる財政的健全性を有すること。
- ④ 研究の企画調整及び運営管理を円滑に実施できる能力・体制を有すること。特に、事業費執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制を有すること。
- ⑤ 中核機関は、共同機関の研究推進状況の確認、定期的な情報交換等を行い、適切な進行管理を行うこと。

（3）研究総括者とその要件

研究機関等は、所属する研究者の中から当該研究課題の実施に責任を有する研究の総括者（以下

「研究総括者」という。)を選定する必要があります。また、共同研究グループの場合は、中核機関に所属する研究者の中から研究総括者を選定する必要があります。

【研究総括者の要件】

研究総括者は、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 原則として研究機関等に常勤的に所属しており、国内に在住していること。長期出張により長期研究が実施できない場合、又は、人事異動や定年退職等により研究機関等を離れることが見込まれる場合には、研究総括者になることを避けてください。
- ② 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること。
- ③ 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること。

5 応募手続

(1) 応募方法

研究機関等は、所定の申請様式(※2)にて応募書類を作成の上、府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という。)を利用して電子申請を行ってください。e-Radを利用した電子申請の方法については、**別紙2**「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募について」を御参照ください。郵送、持参、FAX及び電子メールによる提出は一切受け付けませんので、御注意ください。

(※2) e-Radの公募ホームページ及び農林水産政策研究所ホームページ

(https://www.maff.go.jp/primaff/kadai_hyoka/renkei/2021/bosyu.html)に掲載。

(2) 応募に当たっての留意事項

- ① 応募書類の作成に当たっては、研究実施計画作成上の留意事項を御参照ください。
- ② 所定の様式以外での応募及び応募後の書類等の変更は、認められません。なお、研究実施計画は日本語で作成してください。
- ③ 提出された応募書類に不備がある場合は、審査対象とならないことがあります。
- ④ 提出された応募書類等は返却いたしません。
- ⑤ 応募内容に関する秘密は厳守いたします。
- ⑥ 応募書類受付後1週間は、連携研究運営事務局より、内容についての確認等の連絡をする場合がありますので、出張の場合は携帯電話の連絡先の周知を図る等、研究総括者に確実に連絡が取れるようにしてください。

(3) 応募受付期間

応募受付期間：令和3年6月24日(木)～令和3年8月5日(木)12時(厳守)

6 研究費

1 課題・単年度当たりの研究費(間接経費及び消費税を含む)は、原則として1,000万円程度とし、予算額の範囲内で決定します。研究機関等は、国からの委託費として、直接経費、間接経費及び研究調査委託費を計上できます。共同機関は、中核機関からの研究調査委託費として、直接経費及び間接経費を計上できます(消費税を含む)(詳細は**別紙3**「契約上支払対象となる経費について」を参照)。

(1) 直接経費

研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費（人件費、謝金、研究員等旅費、委員旅費、試験研究費等）。

直接経費に計上できるものは、本委託事業の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、ます。

研究機関として通常備えておくべきもの（什器類、基本業務用PC等）の購入経費は計上できません。

(2) 間接経費

研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等、研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきものの以外の経費。

直接経費の30%に当たる額を上限として計上できます。間接経費の執行に当たっては「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、令和元年7月18日改正）に準じ、研究機関等の長の責任下で、使途の透明性を確保し、適切な執行を図ってください。

(3) 研究調査委託費（中核機関のみ計上可能）

共同機関に対する試験研究の委託に要する経費及び研究推進に係る業務の一部を他の機関に委託するために要する経費。研究調査委託費の総額は委託費総額の5割以下とする必要があります。

7 研究課題の選定

(1) 選定の方法及び手順

① 事前審査

応募書類に記載された応募資格等、研究内容、研究実施体制の各項目が要件を満たしているかどうかについて、各研究テーマを担当するプログラムディレクター（研究テーマごとに、連携研究スキームによる研究の運営管理、委託研究課題の選定、農林水産省関係局庁との調整等を行う責任者として、農林水産政策研究所所属の職員から農林水産政策研究所長が指名した者。以下、「PD」という。）が審査します。事前審査の段階で、以下に該当することが判明した場合は、以降の審査を行わず不採択とすることがありますので、ご注意ください。不採択の場合は、令和3年8月下旬頃に郵送でお知らせします。

ア 当該研究課題が、2「公募研究課題」（注）に示した以下の課題である場合

- ・農林水産政策研究所が実施する政策研究への活用可能性がない研究課題
- ・政策研連携研究課題との連携を前提としていない課題
- ・情報収集を目的とする実態調査・分析等の研究課題

イ 4「応募資格等」に記載された、応募資格、研究機関等の要件、研究総括者の要件を満たしていない場合

ウ 当該研究内容が、**別紙1**「令和3年度研究テーマの概要等」で示した研究テーマの目的に沿った研究課題ではない場合

エ 当該研究内容が、**別紙1**「令和3年度研究テーマの概要等」で示した留意点を満たしていない場合

オ 当該研究内容が、農林水産政策研究所が実施する政策研究との連携の意義、期待される波及効果について記述されていない場合

カ 研究実施体制に問題があると判断される場合

② 本審査

事前審査を通過した応募課題について、農林水産政策研究所及び研究テーマに関係する農林水産省関係局庁の職員等から成る課題審査委員が書面にて本審査を行い、採択課題を決定します。

なお、研究テーマによっては、応募課題の研究総括者に対してヒアリングを行う場合があります。

(2) 本審査基準

委託予定先の選定は、以下の審査基準に沿って行います。

① 必要性

- ・ 政策的観点から見た社会的・経済的意義
- ・ 学術的意義
- ・ 政策研究、政策の企画立案における研究成果の活用の可能性

② 効率性

- ・ 研究計画の効率性、費用対効果の面から見た研究計画の妥当性

③ 有効性

- ・ 政策研究との連携による効果
- ・ 研究成果の波及性
- ・ 目標の明確性・達成可能性

(3) 選定結果の通知等

審査による採択結果については、審査後、研究総括者にお知らせします。なお、委託予定先に対し、必要に応じて、研究実施に当たっての留意事項を付す場合があります。留意事項の全部又は一部が実行できないと農林水産省が判断したときは、委託予定先としないことがあります。また、採択された研究課題については、様式2の「研究概要様式」及び「研究概要図」を、速やかに農林水産政策研究所のホームページ等で公表します。

8 研究課題の管理等

(1) 委託契約の締結

研究課題選定の過程で、研究実施に当たっての留意事項等がある場合は、採択結果の通知とともにお知らせしますので、これを踏まえ見直しを行った上で、連携研究スキームによる研究実施要領（令和2年6月15日付け2政策研第80号農林水産政策研究所長通知、以下「実施要領」という。）に基づく委託研究課題実施計画を提出いただき、農林水産政策研究所長と契約者（様式4の「1. 研究機関等（共同研究グループの場合は中核機関）の概要」に記載）との間で委託契約を締結します。委託契約の締結に当たっては、以下の点に御留意ください。

① 契約上の要件として、平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分における資格の取得が必要です。このため、現在この資格のない研究機関等は、契約までに取得してください。

- ・ 共同研究グループの場合は、中核機関のみの取得で構いません。
- ・ 地方公共団体においては、取得する必要はありません。
- ・ 資格の取得に係る詳細な情報については、統一資格審査申請・調達情報検索サイト（<https://www.chotatujoho.geps.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>）を御参照ください。
- ・ 平成31年4月末までに発行された通知書は平成表記になっておりますが、有効期限までご使用になれます。

② 研究機関等には契約に必要な書類を速やかに提出していただくこととなりますが、書類に不備

がある場合や、契約条件が合致しない場合（研究委託条件が合致しない場合を含む。）には、委託契約の締結ができない場合もありますので、採択された場合には、契約書の内容を十分確認してください。

- ③ 経費の支払は、契約書に定める実績報告書及び実施要領に基づく報告書が提出され、内容を審査の上、委託費の額の確定を行った後、全額精算払いとなります。
- ④ 委託契約は年度単位となりますので、次年度以降はその都度契約となります。

（２）研究成果等

① 研究成果等

研究総括者は、実施要領に基づき、委託契約書で定める履行期限までに、次年度以降も研究が継続する研究については研究成果等概要報告書を、当該年度に研究が完了する研究については研究成果等最終報告書を提出していただきます。さらに、当該年度に、農林水産政策研究所と連携して行った調査や講座の開設、シンポジウムなどがあった場合には、連携事項報告書を提出していただきます。

② 研究成果の帰属

委託研究を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、以下のア～ウの条件を遵守（遵守に係る確認書を提出）していただくことを前提条件に、その知的財産権の帰属先を、研究機関等とすることができます。また、中核機関から共同機関への研究調査委託に係る知的財産権の帰属先も、同様の条件により共同機関とする（必要に応じて、中核機関と当該共同機関との間での持ち分を定める）ことができます。詳細については、連携研究運営事務局にお問い合わせください。

ア 特許権等の知的財産権が発生した場合には、遅滞なく国に報告すること。

イ 国が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、国に対し、当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

ウ 当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、国が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。

（注１）帰属を受けた知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は実施許諾等を行う場合には、農林水産省の承認が必要です。

（注２）上記の（注１）の他、本事業の研究成果によって得られた知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成 18 年 5 月 23 日総合科学技術会議（https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060523_2.pdf））及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成 19 年 3 月 1 日総合科学技術会議（<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken070301.pdf>））に基づき、対応することになります。

（３）研究成果等の公表

農林水産政策研究所は、本事業の研究成果等として、提出された報告書のうち公表可能な内容について、毎年度又は研究期間終了後に農林水産政策研究所のホームページ等により公表します。また、農林水産政策研究所が、研究成果報告会や、冊子等により公表する際は、研究機関等に協力を求めることがありますので御承知おきください。

なお、本事業の研究成果は、農林水産政策研究所が実施する政策研究による政策の企画立案への貢献のみならず、学術面での高い貢献も求められることから、各研究機関等においては、原則としてその研究成果について学会誌（査読付き）等への論文投稿を行っていただきます。また、本事業による研究内容及び成果について、学会誌への論文投稿の他、プレスリリース、インターネット、シンポジウム等により公表する場合には、事前に、連携研究運営事務局に連絡していただく

こととなります。公表に当たっては、「連携研究スキームによる研究（委託研究課題）」を活用して行っているものであることを明示していただきます。

（４）論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載

「論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について」（令和２年１月１４日付け競争的研究費に関する関係府省申し合わせ）※１により、各府省の研究開発関連事業については、各事業と論文を適切に紐づけて研究成果・研究動向等との関係を明らかにし、エビデンススペースの各事業／各機関の評価や政策立案等の参考の一つとして活用するため、研究費ごとに体系的番号を付与することとされています。

本事業により得た研究成果を発表する場合には、（３）のとおり本事業により補助を受けたことを表示してください。

Acknowledgement（謝辞）に、本事業により補助を受けた旨を記載する場合には、以下の記載例を参考に体系的番号（JPJ009417）を記載してください。

なお、当該体系的番号は科学技術・学術政策研究所（NISTEP）のHP※２にて公表される予定です。

※１：<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/taikeitekibango.pdf>

※２：<https://www.nistep.go.jp/taikeitekibango>

（記載例）謝辞の記載方法

和文：本研究は、農林水産省農林水産政策研究所連携研究スキームによる研究（委託研究課題）JPJ009417の補助を受けて行った。

英文：This work was supported by MAFF (PRIMAFF) Research with collaboration scheme : contracting research on policy for agriculture, forestry and fisheries Grant Number JPJ009417.

（５）収益納付

研究機関等は、本事業の実施により、実施年度及び実施年度の翌年度末までに収益が生じた場合は、各年度末の翌日から９０日以内に報告していただきます。報告により、相当の収益が得られたと認められた場合には、収益の一部に相当する金額を納付していただきます。

９ 研究の進捗状況把握等

（１）委託研究課題実施計画の提出

公募要領に基づき提出した研究実施計画を基に、初年度は審査結果を、次年度以降は毎年度評価結果等を踏まえて調整を行った上で、毎年度、実施要領に基づく委託研究課題実施計画を作成し、農林水産政策研究所に提出していただきます。

（２）連携推進チームの設置

研究の開始に当たり、連携して実施する政策研連携研究課題と委託研究課題ごとに、PDを主査とし、受託者（委託研究課題の実施を受託した者）、プログラムオフィサー（委託研究課題の進捗状況を把握するとともに、委託研究課題と連携しながら政策研連携研究課題に関する研究を実施する責任者として、農林水産政策研究所所属の研究者から農林水産政策研究所長が指名した者、以下「PO」という。）、農林水産政策研究所職員、農林水産省関係局庁の職員により構成する連携推進チームを設置し、情報の共有や意見交換等を行います。

(3) 研究推進会議の開催

受託者（共同研究グループの場合、中核機関）は、委託研究課題実施計画の設計、決定及び必要な見直しを行うとともに、委託研究の進捗状況を確認するために、参画研究機関等を参集した研究推進会議を毎年度開催していただきます。

なお、研究推進会議の設置及び開催に当たって、連携推進チームと事前に連絡調整を行っていただきます。

(4) 委託研究課題実施計画の改善、見直し

連携推進チームは、日頃からチーム内で情報や意見を交換するとともに、POが、研究推進会議に参画することによって、委託研究の進捗状況を確認するほか、研究実施期間内に行政の施策の推進に資する成果が得られるよう委託研究課題実施計画の改善及び必要な見直しを提案又は指示するものとします。

(5) 研究課題の評価

① 毎年度評価

次年度以降も研究が継続する研究については、当該年度末に、毎年度評価を実施します。評価に当たっては、あらかじめ研究成果等概要報告書等を提出いただき、外部評価委員会によるヒアリングを実施します。評価の結果によっては、研究計画の変更又は中止、研究費の減額等の措置をとることがあります。

② 終了評価（総合評価を含む）

当該年度に研究が完了する研究については、当該年度末に、終了評価を実施します。評価に当たっては、あらかじめ2年又は3年間の研究成果をまとめた研究成果等最終報告書等を提出いただき、外部評価委員会によるヒアリングを実施します。文書管理の観点から、報告書は、連携研究推進チームで協議の上、非公開とすべき部分については削除する等の適切な処置を講じた上で、提出いただきます。また、連携研究としての成果を評価する総合評価も行います。総合評価に当たっては、農林水産政策研究所と連携して行った調査や講座の開設、シンポジウムなどがあった場合に提出いただく連携事項報告書が評価の対象となります。

10 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの内閣府への情報提供等

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）において、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Radへの登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされました。e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

これを受けて、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報等のe-Radでの登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報について、e-Radでの入力をお願いします。研究成果情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

11 応募に当たってのその他の注意事項

(1) 重複応募・重複研究参画

同一の者が研究総括者として2件以上応募することは、差し控えてください。

なお、同一の者が研究の分担者として複数の研究課題に参画することは差し支えありませんが、応募書類に記載するエフォート（研究専従率）は正確に算出してください。また、研究総括者が異なれば同一機関が複数課題の研究機関等として応募することは可能です。

(2) 不合理な重複及び過度の集中の排除

① 本事業の応募の際には、他府省を含む他の公募型研究資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究費総額、エフォート（研究専従率）等）を応募書類に記載していただきます（様式4の「7. 他府省を含む他の公募型研究資金等の応募・受入状況」を参照）。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取消又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。

② 課題採択に当たっては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成29年6月22日改正）に準じ、応募書類（研究計画書）及び他府省からの情報等により、公募型研究資金の不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題の採択を見合わせる場合等があります。

なお、このような課題の存在の有無を確認する目的で、課題採択前に、必要な範囲内で、採択予定課題及び応募内容の一部（研究課題名、研究者名、研究機関名、研究概要等）を、他府省を含む他の公募型研究資金担当部局に情報提供する場合があります。

(3) 研究費の不正使用防止

① 不正使用防止に向けた取組

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局、林野庁長官及び水産庁長官通知、令和3年4月1日改正）（以下、「管理・監査ガイドライン」という。）を策定しており、これらを必ず遵守して本事業を実施してください。毎年度、管理・監査ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、書面による報告をしていただきます。また、現地調査等を行う場合がありますので、御承知おきください。

※ 管理・監査ガイドラインについては、

(<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm>)を御覧ください。

② 不正使用等が行われた場合の措置

ア 本事業及び当省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本委託研究に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

(ア) 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者

a 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間

b a以外による場合

(a) 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間

(b) (a)及び(c)以外の場合：2～4年間

(c) 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間

(イ) 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間

(ウ) 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は２年間とし、下限は１年間で端数は切り捨てる。）の期間

(エ) 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反した研究者：当該競争的資金等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間

(注) 善管注意義務対象者の例示：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合に、善管注意義務違反となることが想定される。

イ 本事業において研究費の不正使用等を行ったため、委託費の全部又は一部の返還措置がとられた場合、当該不正使用等の概要を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管の国立研究開発法人及び独立行政法人に情報提供いたします。このことにより、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

ウ 研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、委託研究への応募又は参加を認めないこととします。

なお、連携研究運営事務局が公的研究費の配分先の研究機関等において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」に準じて対応しますので下記を御覧ください。

(https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei_sanka_taiou.pdf)

(４) 虚偽の申請に対する対応

本事業に係る申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、実施課題に関する委託契約は取り消され、委託費の一括返還、損害賠償等を委託先である研究機関等に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者等及びそれに共謀した研究者等については（３）②の不正使用等を行った場合と同様の措置を取ります。

(５) 研究活動の不正行為防止

① 不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究活動の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）（以下「特定不正行為」という。）に関し、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成 18 年 12 月 15 日付け 18 農会第 1147 号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知、平成 30 年 7 月 20 日改正）（以下「不正行為ガイドライン」という。）及び「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」（平成 18 年 12 月 15 日付け 18 農会第 1148 号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知、平成 27 年 10 月 1 日改正）を策定しており、これらを必ず遵守して本事業を実施してください。

○ 不正行為ガイドラインに基づく研究倫理に関する誓約書の提出

各研究機関においては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施していただく必要があります（研究倫理教育を実施していない研究機関等は、本事業に参加することはできません）。また、研究活動の特定不正行為に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合に調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動の特定不正行為に対して適切に対応していただく必要があります。令和2年度契約時までに、研究倫理に関する誓約書を提出いただきますが、共同研究グループの場合は、中核機関が共同機関分も取りまとめて提出してください。なお、誓約書が提出されない限り、契約を締結することができませんので、御注意ください。

なお、農林水産政策研究所においても、研究の不正行為に対する告発等の問い合わせを受け付ける窓口を設置しており、問い合わせがあった場合には、「農林水産政策研究所における研究活動の不正行為への対応に関する規定」（平成19年10月30日付け19政策研第349号、平成29年5月22日改正）により対応します。

※ 農林水産省の上記不正行為ガイドライン及び規程については、

(<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm>)を御覧ください。

※ 農林水産政策研究所における研究活動の不正行為への対応に関する規定については、

(https://www.maff.go.jp/primaff/kadai_hyoka/taio.html)を御覧ください。

② 特定不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本委託研究をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

ア 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年

イ 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管の国立研究開発法人及び独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

（6）指名停止を受けた場合の取扱い

公募期間中に談合等によって当省から指名停止措置を受けている研究機関等が参画した研究グループによる応募について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。なお、公募期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

(7) 秘密の保持

委託研究に係る応募書類及び e-Rad への登録のために応募者から提出された資料に含まれる個人情報、委託研究の採択の採否の連絡、採択課題に係る契約手続、評価の実施、e-Rad を経由した内閣府の「政府研究開発データベース」への情報提供等、農林水産政策研究所が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名、研究実施期間等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、研究上の不正行為、研究費の不正使用等を行った研究者等については、国の事業への応募制限のための情報提供を、内閣府その他研究資金を所管する国の機関に対して行います。

以上のことをあらかじめ御了解の上、応募書類への御記入をお願いします。

(8) プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは **別紙4** を御参照ください。

(9) 博士課程学生の処遇の改善について

「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA（リサーチ・アシスタント）等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、「競争的研究費におけるRA経費等の適正な支出の促進について」（令和3

年3月26日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業に応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意点)

- ・「科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

(根拠)

- ・科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

- ・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ [総合科学技術・イノベーション会議 (R2.1.23)]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

- ・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン [科学技術・学術審議会人材委員会 (R2.12.3)]

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

令和3年度研究テーマの概要等

【研究テーマ1】

環境に配慮した農業生産活動による生態系及び社会経済等持続可能性の総合的評価手法の開発に関する研究

【研究テーマの目的】

近年、持続可能な開発目標（SDGs）等において、持続可能な社会の構築が強く求められており、農業分野においてもこれへの貢献が期待されている。また、中長期的な観点から、経済と環境が好循環するグリーン社会の実現に向けて、生産力向上と持続性が両立する農林水産業の実現が重要となる。

農業は生物の生理作用を活用した生産活動である一方、水・土壌管理等を通じて、環境への負荷を生じさせており、今後、生態系など環境への配慮をしつつ経済的にも成り立つ持続可能な農業を推進するためには、農業空間が生み出す人々への便益（生態系サービス）の価値を正しく理解し、生態系及び社会経済への影響を総合的に評価する必要がある。

そこで、本研究では、環境保全型農業の取組事例（例えば、総合的病害虫管理（IPM）、湛水管理、草生栽培、炭の投入等を取り入れた事例）について、生態系及び生態系サービスに与える影響と社会経済的な影響を総合的に評価するための手法を開発し、その試行的適用を行う。具体的には、まず、農林水産政策研究所は、社会経済的な影響の評価についての研究を行い、これと併せて、農林水産政策研究所では行えない生態系及び生態系サービスに与える影響についての研究を委託研究で行う。そして、農林水産政策研究所は、委託先と連携して、双方の研究成果を踏まえて、総合的な評価手法を開発し、それを用いた実証研究を行うこととする。このような総合的評価手法の開発により、農業者や消費者にわかりやすく環境に配慮した農業生産活動の効果を示すことができるようになり、今後持続可能な農業生産を推進する農業環境政策の企画立案に貢献する。

【政策研連携研究課題】

「環境保全型農業による社会経済的影響の評価と生態系への影響も合わせた総合的評価手法の開発に関する研究」

（研究内容（予定））

環境保全型農業（例えば、IPM、湛水管理、草生栽培、炭の投入等を取り入れた事例）による農業経営、地域社会への影響等、社会経済的な影響を明らかにするとともに、下記の委託研究により得られたデータをもとに、環境保全型農業の取組による生態系、地域、経済への影響及びこれらの関係性（シナジーやトレードオフ）等を総合的に評価し、農業者、地域住民、消費者に分かりやすく示す手法を開発する。

【委託研究課題例】

「環境保全型農業による生態系及び生態系サービスへの影響の評価と総合的影響評価手法の開発に関する研究」

（具体的研究内容の例）

環境保全型農業（例えば IPM、湛水管理、草生栽培、炭の投入等を取り入れた事例）を行っている地区（集落から市町村程度を単位とする）を対象として現地調査を行い、農林水産政策研究所が行う生態系及び生態系サービスの影響の総合的評価手法の開発に資する実測データ（土壌、水質等の物量データ等）の収集及び分析を行う。加えて、農林水産政策研究所と連携して総合的評価手法

を開発する。

【留意点】

- ・ 上記研究テーマに基づいて、農林水産政策研究所と連携して研究実施可能な課題とすること。
- ・ 調査対象地については、集落から市町村程度を評価単位とすること（なお、農林水産政策研究所が行う政策研連携研究課題との密な連携の下に進めていただくため、採択後に農林水産政策研究所及び農林水産省関係部局と十分な調整を行うこと。）。
- ・ 対象とする環境保全型農業の取組については、水田や畑作地で IPM や湛水管理等を組み合わせた取組や、果樹園で剪定枝を炭化・貯留する取組等具体的かつ先進的な取組が地域単位で行われている事例とすること。
- ・ 調査分析は、圃場レベルでの影響評価とともに、一定の面的まとまりをもった地域でのデータ収集も行うこと。

【研究テーマ2】

地域農業の持続可能性の向上に向けた農業法人の総合的企業価値の評価手法の開発に関する研究

【研究テーマの目的】

我が国では、農業の担い手としての農業法人の役割がますます拡大しつつあるが、国際的な競争の激化や生産性の停滞等国内外の厳しい環境の中で、それら法人を維持・発展させていく必要がある。同時に、みどりの食料システム戦略の目的にも掲げられるように、環境・社会の両面から持続可能な食料システムを構築することは農林水産業の長期的発展にとって重要な課題であり、農業法人は、地域農業の担い手としての役割とともに、良好な地域環境や地域社会の担い手としての役割が期待されている。

農業法人が経済・社会・環境の各側面から持続可能な経営を実現し、発展するためには、適切な企業評価（外部環境の評価含む）と、それに基づいた支援が必要である。しかし、農業法人においては、そもそも適切な企業評価を行うための枠組みが確立されていない。また、農業法人を他産業の中小企業と比較してみた場合、地域社会との関係や地域の自然環境との関連が深いといった特徴があり、それらの点を考慮した評価や支援が行われる必要がある。

そこで、本研究では、地域農業の持続可能性の向上に向けて経済・社会・環境の側面から農業法人の企業価値を総合的に評価する手法を開発し、その試行的評価を実施することを目的とする。

【政策研連携研究課題】

「農業法人の社会・環境的機能の理論的検討と企業価値評価手法の開発に関する研究」
(研究内容（予定）)

社会的企業論や多面的機能に関する研究、経営体の人的資源管理論等を参照し、農業法人の社会・環境的機能の理論的な整理を行う。以上の整理を踏まえ、農業法人の企業価値を評価するための指標を作成し、社会・環境的機能を発揮していると考えられる農業法人の事例を対象に、試行的評価を実施する。併せて、外部有識者を含めた検討委員会を設置し、研究内容についての議論を行う。

【委託研究課題例】

「企業価値評価手法を活用した農業法人の経営評価」
(具体的研究内容の例)

営農類型、地域類型、事業規模等を踏まえて、調査対象法人を複数選定し、企業価値の評価（例えば企業の財務や法務、事業内容等の評価）・分析を行う。その結果を踏まえ、政策研が開催する検討会に参画し、農業法人企業価値を評価するための指標の作成に協力する。なお、評価に当たっては、ESG、SDGsの観点も踏まえたものとする。

【留意点】

- ・調査対象法人を選定するに当たっては、営農類型・地域性を考慮すること。また、調査内容の検討に当たって、営農類型ごとに経営や技術等に精通した者から助言を得られるような仕組みを整えること。
- ・政策研が設置する検討会（年3回程度開催予定）に出席し、①調査研究の方法、②調査法人の候補と調査内容、③調査結果等を報告すること。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）とは、各府省が所管する競争的研究資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

(1) e-Rad のポータルサイトへのアクセス方法

e-Rad のポータルサイトへアクセスするには、Web ブラウザで(<https://www.e-rad.go.jp/>)にアクセスします。e-Rad のポータルサイトでは、e-Rad システムに関する最新の情報を掲載しています。

なお、e-Rad システムへは、e-Rad のポータルサイトからログインします。

(2) e-Rad システムの利用時間及び操作方法等に関するお問い合わせ先

e-Rad システムの利用時間：平日、休日ともに 0:00～24:00

ヘルプデスク電話番号：0570-066-877（ナビダイヤル）又は 03-6631-0622

ヘルプデスク受付時間：平日 9:00～18:00

（令和 3 年 6 月 1 日現在。時間については、今後変更する可能性がありますので、e-Rad のポータルサイト「お問合せ方法」(<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>)にて御確認ください。）

2 応募受付期間について

令和 3 年 6 月 24 日（木）～令和 3 年 8 月 5 日（木）12 時

3 e-Rad システム利用に当たっての事前準備について

中核機関及び共同機関の事務担当者は、e-Rad のポータルサイトの「研究機関向け 新規登録の方法」に従って、研究機関の登録申請及び所属研究者（研究分担者を含む全ての研究者）の登録を行います（既に登録済みの場合には、申請及び登録を行う必要はありません。）。

研究機関の登録は、通常でも 1～2 週間程度、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請を行ってください。

4 研究実施計画書等の作成について

(1) 公募要領及び申請様式（研究実施計画等）のダウンロード

提案者は、農林水産政策研究所のホームページ又は e-Rad のポータルサイトの「公募一覧」から公募要領及び申請様式（研究実施計画）をダウンロードし、公募要領に従って研究実施計画等を作成します。

(2) 研究実施計画書等の PDF ファイルの作成

- ① 様式 1、2、3、4 及び 5 については、PDF ファイルに変換する。
- ② 様式 6 については、申請時に既に提出が可能な場合は、PDF ファイルを作成する。
- ③ 平成 31・32・33 年度又は令和 1・2・3 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）については、申請時に既に提出が可能な場合はスキャナー等で読み取り、PDF ファイルを作成する（共同研究グループの場合は、中核機関のみ）。
- ④ ①、②及び③のファイルを結合する。（30MB 以内。白黒でも可。）②及び③については、申請時の提出が難しい場合は契約時まで別途提出のこと。

5 応募情報の登録について

(1) 応募情報の登録の事前準備

e-Rad システムへの応募情報の入力の際には、次のものを用意します。

- ① システムの「研究者向けマニュアル(https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html)」に掲載されているマニュアル及び本資料
- ② 研究実施計画とそのPDF ファイル
- ③ 各研究者の e-Rad システムに登録済みの研究者番号
- ④ 各研究者の令和3年度の予算額（直接経費（総額）及び間接経費（総額））

（2）応募情報の入力手順

応募情報の入力は、研究総括者が e-Rad のポータルサイトへログインし、応募課題を検索して応募情報を入力します。なお、e-Rad システムの操作手順の詳細は、「研究者向けマニュアル」を御覧ください。

（3）応募情報の提出及び承認について

応募情報を入力した提案者は、内容に誤りがないことを確認し、応募情報を提出します。正しく提出が行われると、「応募情報を確定しました」というメッセージ表示され、応募課題の情報が研究機関の事務担当者に対して提出されますが、この時点では農林水産省への提出は完了していません。

農林水産省へ応募情報を提出するには、上記手続きに続いて研究総括者が所属する研究機関の事務代表者の「承認」が必要です。事務代表者による「承認」を応募受付期間中に終わらせないと農林水産省へ応募情報を提出したことはありませんので、十分に御注意ください。

※ 必ず「応募/採択課題一覧」画面から応募課題のステータスを確認してください。ステータスが「応募中/申請中/研究機関処理中」となっている場合は、研究機関の事務代表者による「承認」が終わっていません。

事務代表者が「承認」すると、ステータスが「応募中/申請中/配分機関処理中」に変更されます。承認については、「研究機関向けマニュアル 事務代表者用」(https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)を御覧ください。

6 その他

（1）提出した応募情報の修正等

応募受付期間中であれば、農林水産省へ提出した応募情報を引戻し、修正することができます。この場合、応募受付期間中に修正を終了し、再度応募情報の提出及び事務代表者による承認をする必要があります。

応募受付期間終了間際には、ヘルプデスクにつながりにくくなることが予想されます。また、e-Rad システムは、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。e-Rad のポータルサイトの「システム管理者からのお知らせ」を御確認の上、余裕をもって応募情報の入力等を行ってください。

（2）応募受付期間終了後の連絡体制

中核機関の研究総括者は、応募の内容について農林水産省の担当者から問い合わせを行う場合がありますので、応募受付期間終了後、1週間程度は確実に連絡が取れるようにしてください。

7 補足資料について

企業、公益・一般法人又はNPO 法人が、研究機関（共同機関の場合も含む）として参画する場合には、以下の補足資料を提出してください。なお、ファイル容量等の関係で、e-Rad システムに補足資料をアップロードできない場合のみ、補足資料を郵送で連携研究運営事務局に提出してください。この場合においても、補足資料以外の応募書類は、郵送では受け付けられません。必ず e-Rad システムでの申請を行ってください。

（1）企業の場合

- ① 経歴書（経歴が確認できる会社案内等も可）

- ② 最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）

（2）公益・一般法人、NPO 法人の場合

- ① 定款又は寄附行為
- ② 最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）

契約上支払対象となる経費について

1 委託経費の対象となる経費

(1) 直接経費…研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

ア 人件費

研究開発に直接従事する研究員等及び研究推進に係るコーディネートを行う者の人件費（研究推進に係るコーディネートを行う者の人件費については、中核機関のみ計上可能）。なお、国、あるいは、地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む）については、常勤職員の人件費は計上できません。

なお、人件費の算定等に当たっては、後掲の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 961 号農林水産省大臣官房経理課長通知）を参照してください。

イ 謝金

研究のアドバイザー等に対する謝金。

ウ 研究員等旅費

当該研究機関等に所属する研究員等の調査、連絡等に要する国内外旅費。

エ 委員旅費

研究のアドバイザー等の国内外旅費。

オ 試験研究費

・賃金

委託研究に従事する研究補助者等に係る賃金。

博士課程学生を RA（リサーチ・アシスタント）等として雇用する場合を含む。

・機械・備品費

委託研究課題で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が 10 万円以上の物品の購入経費。

・消耗品費

委託研究課題で使用するもので、機械・備品費に該当しない物品。

・雑役務費

単純な分析等の外注費、学会参加費、レンタカー代金など。

・印刷製本費

報告書、資料等の印刷、製本等に係る経費。

(2) 間接経費…研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等、研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきものの以外の経費。

直接経費の30%に当たる額を上限として計上できます。間接経費の執行に当たっては「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、令和元年7月18日改正）に準じ、研究機関等の長の責任下で、使途の透明性を確保し、適切な執行を図ってください。

なお、間接経費の主な使途の例は以下のとおりです。

- 管理部門に係る経費
 - －管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
 - －管理事務の必要経費
 - 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など
- 研究部門に係る経費
 - －共通的に使用される物品等に係る経費
 - 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
 - －当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
 - 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
 - －特許関連経費
 - －研究棟の整備、維持及び運営経費
 - －設備の整備、維持及び運営経費
 - －ネットワークの整備、維持及び運営経費
 - など
- その他の関連する事業部門に係る経費
 - －研究成果展開事業に係る経費
 - －広報事業に係る経費
 - など

③ **研究調査委託費**（中核機関のみ計上可能）…共同機関に対する試験研究の委託に要する経費及び研究推進に係る業務の一部を他の機関に委託するために要する経費。

注1 直接経費に計上できるものは、本委託事業の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に消耗品費を計上する場合は注意が必要です。

注2 機械・備品費については、以下の点に御注意ください。

- ・研究機関等として通常備えるべき機器については、対象外です。汎用品（机・いす等の什器、パソコン・プリンター、汎用的なソフトウェア等のOA機器等）の購入は、原則としてできません。ただし、専ら本委託事業を行うために必要である等の

合理的な理由を説明できるものに限り原則初年度の購入が可能ですので、個別の案件は必ず事前に御相談ください。

- ・機器の必要期間を勘案し、リース等で対応することを原則とし、経費が抑えられる場合のみ計上することができます。
- ・リース等の場合の経費は雑役務費に計上してください。
- ・当該研究機関等が本来営む業務を実施するために整備した機器を委託事業に使用した場合、その機器が破損又は劣化等で使用不能となっても当経費での機器の更新は認められません。

注3 研究調査委託費の総額は委託費総額の5割以下とする必要があります。

2 購入機器等の管理

委託事業により研究機関等が取得した物品は、委託事業期間内は研究機関等の所有となり、善良な管理者の注意を持って管理していただくことになります。また、委託事業により研究機関等が取得した物品は、原則として委託事業終了後、国へ返還していただくことになります。本事業の購入物品である旨、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして明記してください。

委託事業における人件費の算定等の適正化について

1. 委託事業に係る人件費の基本的な考え方

- (1) 人件費とは委託事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定に当たっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

また、委託事業計画書及び実績報告書の担当者の欄に事業従事者の役職及び氏名を記載すること。

$\text{人件費} = \text{時間単価}^{\ast 1} \times \text{直接作業時間数}^{\ast 2}$
--

※1 時間単価

時間単価については、契約締結時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・委託先における出向者の給与の負担割合に変更があった場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）

が当該委託事業に従事した時間外労働の実績があった場合

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該委託事業に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該委

託事業の遂行上やむを得ず当該委託事業のために従事した時間外労働にあっては、直接作業時間数に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

- （２）一の委託事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない場合は、日割り計算による。})$$

２．受託単価による算定方法

委託先（地方公共団体を除く。以下同じ。）において、受託単価規程等が存在する場合には、同規程等における単価（以下「受託単価」という。）の構成要素等の精査を委託契約締結時に行った上で、受託単価による算定を認める。

○ 受託単価の構成要素を精査する際の留意点

ア 事業従事者の職階（課長級、係長級などに対応した単価）に対応しているか。

イ 受託単価に人件費の他に技術経費、一般管理費、その他経費が含まれている場合は、各単価及びその根拠を確認すること。

ウ 受託単価に技術経費、一般管理費等が含まれている場合は、委託事業計画書及び委託事業実績報告書の経費の区分欄に計上する技術経費、一般管理費に重複計上されていないか確認すること。

<受託単価による算定方法>

○正職員及び管理者等の時間単価は、受託単価規定等に基づく時間単価を使用すること。

○出向者、嘱託職員の受託単価計算

事業従事者が出向者、嘱託職員である場合は、受託単価規程等により出向者受託単

価、嘱託職員受託単価が規定されている場合は、それぞれの受託単価を使用することができる。ただし、出向者及び嘱託職員に係る給与については、委託先が全額を負担、一部のみ負担、諸手当が支給されていない等多様であるため、適用する受託単価の構成要素のうち人件費分について精査し、後述する実績単価により算出された人件費単価を超えることはできない。

3. 実績単価による算定方法

委託先に受託単価規程等が存在しない場合には、時間単価は以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切捨て）

＜実績単価の算定方法＞

○正職員、出向者（給与等を全額委託先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の
人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途委託先と協議の上定めるものとする（以下同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で支給されているものは除外する（以下同じ。）。

・年間法定福利費等は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償及び退職手当引当金の年間事業者負担分とする（以下同じ。）。

・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

○出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{委託先が負担する（した）（年間総支給額＋年間法定福利費等）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算に当たっては、当該事業従事者に対する給与等が委託先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、委託先が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（１）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該委託事業に従事した場合は、（２）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（１）原則

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額＋年間法定福利費等）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

（２）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額＋年間法定福利費等）} \div \text{年間実総労働時間}$$

・時間外の実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該委託事業及び自主事業等における時間外の実績時間数の合計

４．一般競争入札により委託契約を締結する場合の例外について

一般競争入札により委託契約を締結する場合、受託規程で定める単価よりも低い受託単価又は本来の実績単価よりも低い実績単価を定めている場合は、精算時においても同単価により人件費を算定すること。

５．直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

(4月)		所 属 ○○○部 ××課					役 職 ○○○○					氏 名 ○○ ○○					時 間 外 手 当 支 給 対 象 者 か 否 か					業 務 時 間 及 び 業 務 内 容
時 日	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24			
1				A				B													A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ	
2				A				A			C									A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ		
3				D				B		A										D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備		
4				A																	A(9.5h)○○調査現地調査	
5				A				D													A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業	
.																						
.																						
.																						
.																						
30																						
31																						
勤務時間管理者 所 属 : ○○部長 氏 名 : ○○○○ 印												A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業					合 計		A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)			

- ① 人件費の対象となっている事業従事者ごとの業務日誌を整備すること（当該委託事業の従事時間と他の事業及び自主事業等に係る従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。）。
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること（数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることがないよう適切に管理すること。）。
- ③ 当該委託事業に従事した実績時間を記載すること。なお、従事した時間に所定時間外労働（残業・休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・委託事業の内容から、平日に所定時間外労働が不可欠な場合
 - ・委託事業の内容から、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、委託先が休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも委託先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。

- ⑤ 当該委託事業における具体的な従事内容が分かるように記載すること。なお、出張等における移動時間についても当該委託事業のために従事した時間として計上することができるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該委託事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該委託事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 委託先における勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認の上、記名する。

附 則

（施行期日）

- 1 この通知は、平成22年9月27日以降に制定する委託事業仕様書等に基づく委託事業から適用する。

（経過措置）

- 2 この通知の施行日現在、既に制定されている委託事業仕様書等に基づき実施されている平成22年度の委託事業における人件費の算定等について、当該委託事業に係る委託元又は委託先において本通知の趣旨を踏まえた対応が可能な事項がある場合には、当該事項については、本通知により取り扱うものとする。
- 3 前項の委託事業仕様書等に基づく委託事業を平成23年度以降も実施する場合には、本通知を適用する。

附 則

この通知は、令和3年1月1日から施行する。

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の 自発的な研究活動等に関する実施方針」について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（参考資料）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。希望する場合には、下記に従い手続等を行ってください。

1. 対象者

本実施方針の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

- （1）民間企業を除く研究機関において、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者（ただし、プロジェクトの研究開発責任者（以下「PI」という。）等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く。）
- （2）40歳未満の者
- （3）研究活動を行うことを職務に含む者

2. 実施条件

本実施方針の実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

- （1）若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- （2）PI等が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
- （3）PI等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること（当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限とする。）

3. 従事できる業務内容

上記2の全ての条件を満たす自発的な研究活動等（他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。）

4. 実施方法

(1) 若手研究者の募集

プロジェクトの実施のためにPI等の所属研究機関が若手研究者を募集する際に、自発的な研究活動等が可能であることや当該プロジェクトの遂行に支障がないと判断するエフォートの目安を示す。

(2) 申請方法

申請に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」のとおりとする。

(3) 活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の活動報告手続」のとおりとする。

(4) 活動の支援、承認取消

PI等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。

なお、当該研究活動等が2.の実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、PI等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

※ 上記(1)～(4)等の各研究機関における具体的な実施方法については、各研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施するものとする。各研究機関における手続等を定めるに当たっては、研究者等の負担にも留意しつつ、雇用元の研究遂行に支障がないよう、また、若手研究者の自発的な研究活動等が円滑に実施されるよう、適切なエフォート管理等を行うこと。

なお、研究機関は、委託事業実績報告書の提出に併せて、申請内容や活動報告内容等に係る資料を農林水産政策研究所担当者に提出するものとする。

5. 様式例

4. 実施方法の(2)及び(3)に係る様式例については、下記の農林水産政策研究所ホームページに掲載しており、適宜活用いただきたい。

(https://www.maff.go.jp/primaff/kadai_hyoka/renkei/2021/bosyu.html)

競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の 自発的な研究活動等に関する実施方針

令和2年2月12日

令和2年12月18日改正

競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

科学技術イノベーションを支える人材力を強化するためには、一人ひとりが能力と意欲に応じて適材適所で最大限活躍できる環境を整備することが重要である。

科学技術イノベーションを担うのは「人」であり、世界中で高度人材の獲得競争が激化する一方、我が国において若年人口の減少が進んでいる中、博士課程進学者が減少傾向にあるなど、将来各分野において優秀な研究者の確保が困難になることが予想される。こういった情勢の中、科学技術イノベーション人材の質の向上、能力の発揮が一層重要になってきており、競争的研究費においても若手研究者の育成・活躍促進の観点から制度改革の推進が求められている。本件は若手研究者の研究能力を高め、優れた若手研究者に対して、競争的研究費において雇用されつつ独立した自由な研究環境の下での活躍を推進するものである。

また、若手研究者が自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動を実施することにより、若手自身の能力向上のみならず、元々のプロジェクトの発展への寄与、研究ネットワークの拡大、将来の不安の解消によるモチベーションの向上、キャリアパスとしてプロジェクトが位置付けられ、優秀な人材の確保に繋がる。こうして当該分野の若手研究者を育成、確保することは、雇用元のプロジェクトひいては我が国の研究全体の発展に資するものである。

2. 実施の概要

競争的研究費で雇用されている若手研究者は、当該プロジェクトに従事し、他の研究活動を実施する場合には、当該プロジェクト以外の雇用財源を確保することが必要であるが、現状では他からの財源が確保できない場合があり、一部の実施のみにとどまっている。

若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成（海外や所属するセクター外での活動を含む。）のため、各競争的研究費制度の目的等に人材育成が含まれる旨を明記し、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者について、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を、プロジェクトの推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動（以下、「自発的な研究活動等」という。）に充当することを可能

とする。

なお、適用に当たっては、プロジェクトの執行に責任を持つ研究代表者等（研究分担者を含む）（以下、「PI 等」という。）は若手研究者の自発的な研究活動等を積極的に支援することとする。

3. 対象制度

競争的研究費における各制度とする。

4. 対象者

本実施方針の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

- （１）民間企業を除く研究機関において、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者（ただし、プロジェクトの PI 等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く）
- （２）40 歳未満の者（ただし、競争的研究費制度の各制度の特性に応じ、40 歳以上を対象とすることを可能とする）
- （３）研究活動を行うことを職務に含む者

5. 実施条件

本実施方針の実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

- （１）若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- （２）PI 等が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
- （３）PI 等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること（当該プロジェクトに従事するエフォートの 20%を上限とする）

6. 従事できる業務内容

上記 5 の全ての条件を満たす自発的な研究活動等（他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。）

7. 実施方法

本実施方針に基づく自発的な研究活動等の実施方法については、以下のとおりとする。

（１）公募要領等の記載

各競争的研究費制度の公募要領等において、各制度の目的等に人材育成が含まれる旨とともに、本実施方針に基づき、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者について、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動等に充当することが所属研究機関からの承認が得られた場合、可能である旨を記載する。

(2) 若手研究者の募集

プロジェクトの実施のために PI 等の所属研究機関が若手研究者を募集する際に、自発的な研究活動等が可能であることや当該プロジェクトの遂行に支障がないと判断するエフォートの目安を示す。

(3) 申請方法

申請に関する標準的な手続は、別添の「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」のとおりとする。

なお、配分機関の求めに応じ、PI 等は、若手研究者による自発的な研究活動等の実施が承認された場合、当該プロジェクトの実施計画等にその旨を記載する。

(4) 活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、別添の「自発的な研究活動等の活動報告手続」のとおりとする。

(5) 活動の支援、承認取消

PI 等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。

なお、当該研究活動等が 5. の実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、PI 等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

8. 配分機関による対応

配分機関は、若手研究者の自発的な研究活動等の実施状況に疑義が生じた場合に、当該自発的な研究活動等の状況報告を求めることができるとともに、5. の実施条件に違反していることが確認された場合には、研究機関等に対して、当該自発的な研究活動等の是正を求めることや当該研究者に支出した人件費のうち、自発的な研究活動等に係る人件費の返還等、必要な措置を講ずることができる。

9. フォローアップ

内閣府は各府省の進捗状況を把握し、公表するとともに、未対応の制度については、連絡会にてフォローアップしていく。

10. 関係法令との関係

補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）が適用される競争的研究費において、本方針に基づく若手研究者の自発的な研究活動等を実施することについては、同法第 11 条により制限される他の用途への使用には当たらない。

11. その他

本方針に基づき、明確にすべき事項が生じた場合は、必要に応じ FAQ を作成する等で対応することとする。

12. 適用開始日

本方針は、令和2年4月以降、新たに公募するものから適用する。ただし、各配分機関の判断により、令和元年度以前から実施されている事業や研究課題においても、令和2年度以降適用することを可能とする。

以上